

障害者等の自動車税、軽自動車税を減免します

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。申請期限後は受付できませんので、早めに申請を行ってください。

■対象となる車

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人につき1台）

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。
※障害者用に改造した車両も減免の対象となる場合があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

■使用目的

- ① 障害者本人が運転する車
目的は特に問いません。
- ② 障害者と生計を一にする方が運転する車
申請日現在において障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。
- ③ 障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している

方が運転する車
申請日現在において障害者のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑、納税通知書、身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、運転免許証、車検証
※本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です。

■申請期間

○自動車税 5月25日(月)まで

○軽自動車税 納税通知書受領後から5月25日(月)まで
※軽自動車税の納税通知書は5月上旬発送予定。

■自動車税の申請先

東予地方局課税課

TEL 0897-56-11300

■軽自動車税の申請先

○市庁舎本館市民税課

市民税係

TEL 0897-52-11317

○各総合支所

税務課税務係（東予）

総務課税務係（丹原・小松）

まちづくりボランティア活動の経費を補助します

■補助の対象団体

5人以上で構成され、次の要件に該当する団体です。

○市内で、地域社会生活などの改善・向上のための公益的活動を無償で行う団体

○市内に居住、在勤、在学している人で構成され、ボランティア活動を行う団体

■対象とならない活動

- 福祉に関するボランティア
- PTAとしての活動
- 自治会の町内一斉清掃
- 公的機関から補助金などが支出されている活動
- 政治・宗教に関する活動
- 団体の親睦など、まちづくりボランティアに直接関係のない活動

■補助限度額

10万円（事業実績の確認後に支出します）

■申込期間

4月1日(水)～30日(木)

■問合せ

○市庁舎本館市民生活課
市民活動支援係
TEL 0897-52-11463

○各総合支所総務課

総務調整係

早川地番の国土調査（地籍調査）を実施します

市では平成17年度から国土調査未実施区域の調査を再開しています。

平成21年度は、早川地番の一部（左図参照）の調査を計画しています。

国土調査は、土地の一筆ごとの地番、地目、面積などを調査・測量し、現地に合った地籍簿・地籍図を整備していくものです。

調査の際には現地立会を行い、境界を確認していただきますので、関係者の皆さまのご協力をお願いいたします。

■問合せ

市庁舎本館国土調査課
国土調査係
TEL 0897-52-11347

